

○尼崎市物品の売買等の契約に係る情報の公表に関する要綱

平成 25 年 11 月 1 日

最終改正：令和 8 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、別に定めがあるもののほか、本市が発注する物品の売買、借入れ、修繕、製造の請負、役務その他の契約（尼崎市建設工事請負契約に係る情報の公表に関する要綱（平成 25 年 11 月 1 日制定）の対象となる契約を除く。）に係る競争入札及び随意契約（総務局法務部契約課で執行したものに限る。以下「競争入札等」という。）の一層の透明性を確保するため、尼崎市契約規則（昭和 41 年尼崎市規則第 9 号。以下「規則」という。）第 60 条の規定に基づき、競争入札等に係る情報の公表について必要な事項を定めるものとする。

(入札及び契約の過程に関する事項の公表)

第 2 条 市長は、次の各号に定める事項を定めたときは、速やかに、閲覧に供する方法により公表するものとする。これを変更したときも同様とする。

(1) 規則第 4 条の規定に定める競争入札参加有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）

(2) 指名の基準

2 市長は、前項第 1 号に掲げる有資格者名簿については、次のとおり公表するものとする。

(1) 公表対象 有資格者名簿に登載された者

(2) 公表する事項

ア 有資格者の商号又は名称

イ 有資格者の住所及び電話番号

ウ 有資格者の代表者氏名

エ 競争入札参加申請に係る希望業種

オ 有資格者の地域区分

(3) 公表の時期及び期間

ア 公表の時期 有資格者名簿に登載後速やかに

イ 公表の期間 有資格者名簿の有効期間

(開札結果の公表)

第 3 条 この要綱に基づく開札結果の公表の対象とする競争入札等は、一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に付する契約並びに地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 5 号から第 9 号までの規定による随意契約で次の各号に掲げるものとする。ただし、公共の安全と秩序の維持に密接に関連する競争入札等であって本市の行為そのものを秘密にする必要があるものは、この限りでない。

(1) 製造の請負 予定価格が 2,000,000 円を超えるもの

(2) 物品の買入れ 予定価格が 1,500,000 円を超えるもの

(3) 物件の借入れ 予定価格が 800,000 円を超えるもの

(4) 物品の売払い 予定価格が 500,000 円を超えるもの

(5) 前各号に掲げるもの以外のもの 予定価格が 1,000,000 円を超えるもの

2 市長は、競争入札等を執行した後、速やかに、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。ただし、不調となった場合は、この限りでない。

(1) 競争入札等の品名、件名又は業務名

(2) 競争入札等の執行日

(3) 競争入札の場合における競争入札等参加者の商号又は名称

(4) 競争入札等の参加者の商号又は名称及び入札金額（次号に定める者の入札金額を除く。）又は見積金額

- (5) 最低制限価格未満の価格をもって申込をした者の商号又は名称
- (6) 競争入札等の落札者又は契約の相手方となるべき者の商号又は名称及び落札金額又は決定金額
- (7) 競争入札等の場合における業者の選定の理由

3 前項の規定による公表は、当該公表した日から翌年度の3月末日まで行う。

(公表の補完措置)

第4条 市長は、前条の規定による公表を行う場合において、必要があると認めるときは、ホームページへの掲載、書面での閲覧、報道機関への情報提供その他適当な補完措置をとることができる。

(公表の実施場所等)

第5条 この要綱の規定による公表は、次に掲げる閲覧場所及び閲覧時間において公衆の閲覧に供する方法により実施する。

閲覧場所	尼崎市東七松町1丁目23番1号 総務局法務部契約課事務室
閲覧時間	午前9時から午後5時30分まで

(細則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に競争入札等を執行するものから適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。